



環指第 545 号

平成13年12月26日

大阪府環境審議会

会長様

大阪府知事 太田 房



水質環境基準に係る河川の類型見直しについて（諮問）

標記の類型見直しにあたり、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)
第21条第1項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

(諮問理由)

1 水質環境基準に係る水域類型の指定について

水質汚濁に関する環境基準は、環境基本法第16条第1項の規定に基づき、昭和46年環境庁告示第59号「水質汚濁に係る環境基準について」により、人の健康の保護、及び生活環境の保全に関し環境基準が定められています。このうち、生活環境の保全に関する環境基準は水域の利用目的に対応して複数の類型が設けられており、個々の水域にいずれかの類型をあてはめることになっています。

この類型指定は、2以上の都道府県の区域にわたる水域であって政令で定められたものについては国が、それ以外の水域については都道府県知事が行うこととされており、併せて達成期間も設定することになっています。

又、類型指定は、水域の利用態様の変化や水質汚濁の状況等、事情の変更に伴い適宜改訂することとされています。

現在、大阪府内では、国により4河川7水域に、大阪府により58河川66水域に対して類型指定が行われています。

2 類型指定の見直しについて

大阪府においては、平成4年2月26日に府内河川の類型指定を見直して以降、約10年が経過しています。その間に、それぞれの水域においては、その利用目的や水質汚濁の状況に変化が生じているものがみられるところであり、より一層の水質保全を図るために類型指定の見直しを行う必要があります。

そこで、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の規定に基づき、府内河川の類型指定の見直しについて貴審議会の意見を求めるものです。

なお、国が平成13年3月30日付け環境省告示第17号で神崎川及び猪名川下流の類型指定を見直したことにより、その上流にある府が類型指定した安威川等11水域の水域類型との間の整合を速やかに図る必要が生じているため、まずこの水域の類型指定の見直しを行い、引き続き他の水域に関する見直しの検討をしていきたいと考えています。